

東京都防災会議地震部会（第1回）

日時:令和3年11月1日(月) 15時00分から

次 第

- 1 開会・挨拶
- 2 専門委員紹介
- 3 部会長挨拶
- 4 部会長代理の指名
- 5 議事
被害想定の見直しに関する方針等について
- 6 今後の検討スケジュールについて
- 7 閉会

東京都防災会議地震部会設置の背景と目的

1 背景・目的

- 都の現在の被害想定は、東日本大震災を踏まえ、平成24年に「首都直下地震等による東京の被害想定」、平成25年に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を策定し、これらの想定に基づき、**これまで様々な防災対策を推進**
- **前回被害想定から約10年が経過**するが、この間、住宅の耐震化や不燃化対策など、**安全・安心な東京を実現するための取組が着実に進展**する一方、**高齢化の進行や単身世帯の増加など都内人口構造**が変化
- また、平成28年の熊本地震など**全国各地で大規模な地震が頻発**する中で、**最新の知見等が蓄積**されるとともに、**南海トラフ地震の発生確率も上昇**



具体的な被害を算定する被害想定を行い、**被害の全体像の明確化及び防災対策の立案の基礎**とするため、**東京都防災会議地震部会を設置**し、被害想定を見直す。

被害想定の見直しの基本方針と検討体制

1 基本方針

- **東京の都市状況を十分反映するとともに、最新の知見等を踏まえる。**
 - 防災対策の進展や人口構造など、可能な限り大都市東京の実情を反映
 - 中央防災会議の想定も踏まえ、M7～9クラスの地震を複数設定
- **被害想定は可能な限り包括的に評価する。**
 - 科学的、客観的な手法及び最新のデータを用いて可能な限り定量化
 - 長周期地震動による被害や複合災害など定量化が困難な項目も定性的に評価
- **分かりやすい被害想定とする。**
 - 被害想定のプロセスや結果、今後の取組による被害低減効果などについて、図表を用いるなど分かりやすく表現

2 検討体制

- 東京都防災会議条例に基づき、有識者を専門委員とする地震部会を設置する。
- 地震部会では、想定する地震の震源・規模や被害想定手法等を検討する。
- 地震部会のもとに作業部会を設置し、必要に応じて詳細な検討を行う。

東京都防災会議

地震部会
(専門委員)

作業部会

今後の検討スケジュール

- 地震部会を複数回開催し、必要に応じて作業部会を開催
- 令和4年度当初を目途に新たな被害想定を公表予定

	令和3年度	令和4年度
地震部会	11/1 第1回 ★ 複数回開催	公表 予定
作業部会	必要に応じて開催	